

越生町農業集落排水事業 経営戦略



令和4年3月策定

令和8年3月改定

越生町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 越生町
 事 業 名 : 農業集落排水事業
 策 定 日 : 令和4年3月
 計 画 期 間 : 令和4年度～令和13年度
 改 定 日 : 令和8年3月

1. 事業概要

(1) 事業の現況

越生町の農業集落排水事業は、町の西部に位置した地域で実施し、地域全体が外秩父山地から連なる中山間地域です。昭和63年から上大満地区、平成3年に中大満地区、平成5年に下大満地区、平成6年に上谷地区、平成8年に小杉日向山中地区、平成11年に堂山地区、平成16年に小杉日影太梅地区が供用開始し、7処理区すべてが整備を完了しています。これらの施設は供用開始から約21～37年が経過し、各処理施設の老朽化対策が必要です。

① 施設

供用開始年度 (供用開始後 年数)	昭和63年度 上大満 地区 (37年) 平成 3年度 中大満 地区 (34年) 平成 5年度 下大満 地区 (32年) 平成 6年度 上 谷 地区 (31年) 平成 8年度 小杉日向 山中地区 (29年) 平成11年度 堂 山 地区 (26年) 平成16年度 小杉日影 太梅地区 (21年)	法適 (全部適 用・一部適用) 非適の区分	法適 適用年月日 令和6年4月1日
処理区域内人口密度	9. 2人/ha (令和3年3月31日)		
流域下水道等への接続の有無	無		
処理区数	7処理区		
処理場数	7施設		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

* 1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設（定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む。）、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備（総務副大臣通知）、事務の一部を共同して管理・執行する場合（料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等）を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること（処理区の統廃合を含む。）、③施設の統廃合（処理区の統廃合を伴わない。）を指す。

② 使用料

<p>一般家庭用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>農業集落排水事業の使用料体系は、使用水量に応じた従量制と応じた従量制とその増加に伴って単価を高くする累進制をとる体系となっています。</p> <p>井戸水等上水道以外を使用する場合の水量は処理人数に5 m³を掛けた水量を加算します。</p> <p style="text-align: right;">（月額税別）</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>基本料金（10 m³まで）</td> <td>975 円</td> </tr> <tr> <td>10 m³を超え 30 m³まで</td> <td>110 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>30 m³を超え 50 m³まで</td> <td>120 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>50 m³を超え 100 m³まで</td> <td>150 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>100 m³を超え 200 m³まで</td> <td>170 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>200 m³を超え 500 m³まで</td> <td>200 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>500 m³を超え 1000 m³まで</td> <td>220 円 / m³</td> </tr> <tr> <td>1001 m³以上</td> <td>250 円 / m³</td> </tr> </table>	基本料金（10 m ³ まで）	975 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで	110 円 / m ³	30 m ³ を超え 50 m ³ まで	120 円 / m ³	50 m ³ を超え 100 m ³ まで	150 円 / m ³	100 m ³ を超え 200 m ³ まで	170 円 / m ³	200 m ³ を超え 500 m ³ まで	200 円 / m ³	500 m ³ を超え 1000 m ³ まで	220 円 / m ³	1001 m ³ 以上	250 円 / m ³
基本料金（10 m ³ まで）	975 円																
10 m ³ を超え 30 m ³ まで	110 円 / m ³																
30 m ³ を超え 50 m ³ まで	120 円 / m ³																
50 m ³ を超え 100 m ³ まで	150 円 / m ³																
100 m ³ を超え 200 m ³ まで	170 円 / m ³																
200 m ³ を超え 500 m ³ まで	200 円 / m ³																
500 m ³ を超え 1000 m ³ まで	220 円 / m ³																
1001 m ³ 以上	250 円 / m ³																
<p>業務用使用料体系の概要・考え方</p>	<p>使用料の算定は上水道使用料をもとに算出し、基本料金を含む10 m³までは975円（月額税別）です。10 m³を超えると上記の料金体系により加算します。井戸水等上水道以外を使用する場合の水量は処理人数に5 m³を掛けた水量を加算します。</p>																
<p>その他の使用料体系の概要・考え方</p>	<p>学校のプールで、集落排水施設に流さない水量は、使用水量から差し引いた水量で請求をしています。</p>																

条例上の使用料*2 (20 m ³ あたり) *過去3年度分を記載	令和4年度 1,750円 令和5年度 1,750円 令和6年度 1,750円
実質的な使用料*3 (20 m ³ あたり) *過去3年度分を記載	令和4年度 1,750円 令和5年度 1,750円 令和6年度 1,750円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20 m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

③ 組織

職 員 数	兼務3名
事業運営組織	越生町の農業集落排水事業は、産業観光課に属し、農業集落排水事業の管理と事務を行っています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・処理施設の保守点検 ・処理施設内で発生した滞留物・汚物等の処理 ・上水道との料金一括徴収
	イ 指定管理者制度	活用なし
	ウ PPP・PFI	活用なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等)*4	活用なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等)*5	未利用土地・施設はない

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源（資産を含む）を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す（単純な売却は除く）。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表（「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について）（公営企業三課室長通知）」による経営比較分析表を添付すること。

令和6年度から公営企業会計に移行したが、会計上は人が配置されていないため、経営分析上困難を要する。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

各処理区域ごとの人口が少なく、個別の人口予測が困難なため、算出していない。

(2) 有収水量の予測

各処理施設内人口は、町の人口減少が予測される中では、増加は見込めず、有収水量も減少するものと思われる。

(3) 使用料収入の見通し

令和7年度に、越生町が加入する公共下水道組合の料金改定に併せて使用料の改定を行った。越生町の農業集落排水事業の使用料は、公共下水道組合の使用料と同様とする経緯があり、今後も公共下水道組合の使用料を注視しながら、農業集落排水事業使用料を決定していく予定である。

(4) 施設の見通し

昭和63年の供用開始から既に古い施設は、37年が経過する。管路については、まだ老朽化の域に達していないが、今後の施設改修に向けた費用及び改修予定年度を想定したシミュレーションを行い、具体的な施設ごと（処理場ごと）の計画を策定することが必要となる。

(5) 組織の見通し

令和6年度から企業会計に移行したが、人の配置がされていない。
産業観光課農林担当内で事務処理や施設管理業務が行われているが、企業会計に移行したことから、組織体制も整備する必要がある。

3. 経営の基本方針

- ・ 公共用水域の水質保全
計画的な施設維持管理の実施により、農村部の生活環境の向上、農業用水の水質保全に努めます。
- ・ 水洗化率の向上、財源確保
少子高齢化や人口減少等厳しい社会情勢にあるなかで、主たる財源である使用料収入の確保のため、水洗化率向上に努めるとともに、未収金対策による収納率の向上に努めます。
- ・ 持続可能なサービスの提供
令和2年度に策定した最適化整備構想に基づき、修繕・改築計画の平準化等を計画的に推進し、財政負担の低減を図り、持続可能で安定的なサービスを提供していきます。
- ・ 経営基盤の強化
経営感覚をもった人材育成のため、各種の講習会、研修会へ積極的に職員が参加し、経営基盤の強化に努めます。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

※赤字がある場合には（3）において、その解消方法が示されていることが必要

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期投資試算の結果及びそれに基づく長期目標
	各施設の耐用年数が近い将来順次迎えることから、農業集落排水事業のあり方を検討する必要がある。そのため、既存施設のうち、業務運営上支障をきたす恐れのあるものの修繕・交換を行い、全体としての方針を打ち出す。

※ 収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（対象施設、時期、金額等）に記載すること。

施設の更新経費については、年間400万円～500万円を目途に更新を行い、施設全体の更新については、施設の機能診断評価に基づき、順次更新を行う予定である。しかしながら、年間更新予定金額を上回る更新が必要な際は町の財政支援により更新を行うことが必要となる。また、各排水処理施設の更新及びその施設に繋がる管渠等の更新は、各排水処理施設のあり方を検討後に具体的に進めることが必要である。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	収支計画の策定の前提となる長期財源資産の結果及びそれに基づく長期目標
	使用料収入は、利用料金の大幅な引き上げは困難なため、減価償却相当額を町からの補助金で賄う。また、各排水処理施設の更新及びその施設に繋がる管渠等の更新は、各排水処理施設のあり方を検討後に具体的に進めることが必要である。

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（対象施設、時期、金額等）に記載すること。

越生町の農業集落排水事業における使用料金は、越生町が加入する公共下水道組合の使用料金に準ずることになっており、全体収支を踏まえた使用料金の設定は困難である。そのため、減価償却費相当額を町からの補助金で賄い、収支計画を策定している。また、施設更新費用が高額となり、減価償却費相当額の補助金では、賄えない年度については、減価償却費を超える町からの補助金を想定している。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的（対象施設、時期、金額等）に記載すること。

農業集落排水事業について、人件費については、計上されていない。農業集落排水事業のあり方を含め、早急に検討をしなければならない。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

※(1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

※処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	施設廃止・統合についての検討を進めます。
投資の平準化に関する事項	個々の施設・管路の重要度・優先度を踏まえ、更新時期の先送り等を検討し、投資費用の平準化を図ります。大規模改修では、補助金・企業債を活用し財源の確保に努めます。
民間活力の活用に関する事項（PPP/PFI など）	未検討
その他の取組	未検討

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	令和7年度に公共下水道組合の改定に併せて使用料の改定を行いました。今後も、広域下水道組合の料金改定に併せて改定を検討してまいります。
資産活用による収入増加の取組について	資産活用ができる資産がないため、困難。
その他の取組	建設改良にあつては、国補助金の活用や有利な起債により、適切な財源確保に努めます。 また、日々の維持管理を徹底し、施設寿命の延伸化に努めます。今後の大規模な設備投資にかかる財源確保に努めます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど）	規模が小さいため、現状での民間活力の活用は困難。
職員給与費に関する事項	現在の会計には、人件費が含まれていないため、人件費を含めた会計処理が必要である。
動力費に関する事項	動力費は、光熱水費として計上しているが、処理施設7か所について、特に対応は考えていない。
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	修繕費について、管渠については、今後、部分的に発生することが考えられる。また、施設については、機械設備等の交換時期を検討し、4条予算での対応となる。
委託費に関する事項	水質管理や施設管理については、引き続き業者委託により対応していくことになる。
その他の取組	なし

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	農業集落排水事業における使用料金は、公共下水道組合の料金に準拠しており、農業集落排水事業開始当時から構造的には、使用料金では賄えない構造である。施設維持経費等を考慮し、合併浄化槽への転換を含めた検討が必要である。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)										
資本的収入	1. 企業債												
	うち資本費平準化債												
	2. 他会計出資金												
	3. 他会計補助金												
	4. 他会計負担金												
	5. 他会計借入金												
	6. 国(都道府県)補助金												
	7. 固定資産売却代金												
	8. 工事負担金												
	9. その他		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	計 (A)		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純計 (A)-(B) (C)		80	80	80	80	80	80	80	80	80	80	80
	資本的支出	1. 建設改良費			4,000	4,680	24,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000
うち職員給与費													
2. 企業債償還金													
3. 他会計長期借入返還金													
4. 他会計への支出金													
5. その他													
計 (D)			4,000	4,680	24,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	4,000	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (E)		△ 80	3,920	4,600	23,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	
補填財源	1. 損益勘定留保資金												
	2. 利益剰余金処分額			3,920	4,600	4,000	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	
	3. 繰越工事資金												
	4. その他					19,920							
計 (F)			3,920	4,600	23,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920	3,920		
補填財源不足額 (E)-(F)		△ 80											
他会計借入金残高 (G)													
企業債残高 (H)													

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分		年 度		本年度									
		前々年度 (決算)	前年度 (決算見込)										
収益的収支分			26,180	29,648	33,276	53,155	32,636	31,686	31,346	30,794	30,759	30,724	30,579
	うち基準内繰入金		26,180	29,648	33,276	33,797	32,636	31,686	31,346	30,794	30,759	30,724	30,579
	うち基準外繰入金					19,358							
資本的収支分													
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金												
合 計		26,180	29,648	33,276	53,155	32,636	31,686	31,346	30,794	30,759	30,724	30,579	